

平成21年10月21日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 鈴木 武久

「上場企業等における会計専門家の育成・確保に向けて」の公表について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、金融庁、公認会計士・監査審査会及び日本公認会計士協会の連名により、「上場企業等における会計専門家の育成・確保に向けて」が別添のとおり公表されておりますので、参考までに御案内申し上げます。

企業の財務情報は、投資者が投資判断を行うにあたり、最も重要な情報のひとつですが、近年、四半期報告制度、内部統制報告制度の導入や国際会計基準とのコンバージェンスなどの影響により、会計・財務関連業務は複雑・多様化、国際化しております。こうした状況を受け法定開示はもちろん、決算短信をはじめとして、正確かつ迅速な対応が求められる適時開示においても上場会社等における会計専門家の有用性は従来にも増して高くなっているものと思われま

す。上場会社各位におかれましては、本パンフレットの趣旨につきまして御理解、御協力を賜りま

すようお願い申し上げます。

敬 具

なお、本通知の内容につきましては、貴社の経営陣及び人事御担当役員の方にも御報告いただければ幸いです。